

代表者 櫻木武吉
資本金 二十万圓
事業 家具製造
企業系統 十

三 労働者側

労働者側 五十一人

労働組合 昭和十一年三月

労働組合 昭和十一年三月

四 労働発生ノ時 七月二十一日

五 労働発生原因

事業不振ノ爲メ四月間臨時休業為シタルニ職工等ハ不安ヲ感
シ別記嘆願書ヲ提出シタルニ因ル

六 重要事項

休業中ノ支給額外三項

七 経過

労働者側ハ結束シテ産業ニ入り結束合同労働組合日暮里支部

長岩田善作ノ指導シ受ケタルカ事業主ハ何等意ニ介セズ二十

四月工場長ヨリ懇諭セシメ嘆願書ヲ撤回スルコト、シ毎條件

解決セリ

右取申(通) 休假也